

# 住民税非課税世帯給付金 (7万円追加給付分)のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯給付金（7万円追加給付分）は、**令和5年度の住民税均等割非課税世帯**や**令和5年1月以降に家計急変のあった世帯**を対象に支援する給付金です。
- **令和5年12月1日時点**で**大淀町に住民登録**されている世帯が対象です。
- 給付金を受給するには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり7万円

## 給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から3～4週間程度が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から**確認書**が届きます (要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で大淀町に住民登録がある世帯には確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期間：令和6年2月1日（木）  
～令和6年3月31日（日）

給付金窓口へ**申請書**を提出してください。

【申請書配布先】町役場ホームページ、臨時特別給付金窓口

詳しくは裏面「II」へ

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

### (1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から大淀町にお住まいの場合

- 対象となる世帯（令和5年12月1日時点の世帯）には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
  - 中身を確認して、**確認書を返信**してください。
- 【確認事項】 ①世帯の中に住民税課税者や未申告者がいないことの確認  
②扶養親族等のみ世帯の確認 ③振込口座情報の確認



### (2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方、又は未申告者がいる場合

- 給付金を受け取るには、原則**申請が必要**です。但し、確認書が送付された世帯は除く  
なお、転入者がいる世帯で支給対象世帯となる場合は、2月以降に確認書が届きます。
  - 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、窓口または郵送でご提出ください。
- 【提出書類】 ①申請書、②申請者確認書類、③令和5年度住民税非課税証明書、④受取口座を確認できる書類（通帳等）の写し



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（令和5年12月1日時点で大淀町に住民登録されている世帯が対象です。）
  - 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、ご提出ください。
- 【提出書類】 ①申請書、②令和5年の年間収入(所得)額の申立書、③令和5年中の収入状況がわかる書類(給与明細など)  
④申請者確認書類、⑤受取口座を確認できる書類（通帳等）の写し

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収額（令和5年1月～12月までの収入の総額）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。収入の種類は、給与、事業、不動産、年金の経常的収入です。なお、非課税の公的年金収入（遺族年金など）は含みません。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、**不正受給（詐欺罪）**に問われる場合があります。



住民税非課税世帯給付金（7万円追加給付分）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

**DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※<sup>1</sup>でも受給できる場合があります**

※<sup>1</sup>「DV等避難中」とは、DV・ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

大淀町の町民税均等割非課税水準は右記の表が目安です。 ▶▶▶

扶養している親族の人数	給与収入額【限度額】	所得金額【限度額】
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円
障害者・未成年寡婦・ひとり親	204.3万円	135.0万円

## お問い合わせ・窓口

受付場所：町役場町民ホール 臨時特別給付金窓口  
受付期間：令和6年1月29日～令和6年3月31日  
受付時間：9:00～16:30（土日祝を除く）

大淀町役場 福祉介護課内  
住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター  
☎0747-58-8411 9:00～16:30（土日祝を除く）